

ID: 102

担当部署: 福祉課

| | | | |
|---|----------------------|----------------------|-------|
| 処分の概要 | 登録の取消し | | |
| 例 規 名 根 拠 条 項 | 柴田町地域活動支援センター条例 第11条 | | |
| 例 規 番 号 | 平成20年条例第26号 | | |
| 【基準】 | | | |
| <p>第11条及び柴田町暴力団排除条例第6条の規定による。 (登録の取消し)</p> <p>第11条 町長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第9条第1項に規定するセンターを使用できる者に該当しなくなったとき。 (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (3) センターの管理上支障があるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、登録者としてふさわしくないと町長が認めるとき。 <p>(公の施設における措置)</p> <p>第6条 町長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、同法第244条第1項に規定する公の施設の利用が暴力団の利益となると認めるときは、柴田町公の施設における暴力団の利益となる使用等の制限に関する条例(平成21年柴田町条例第27号)に定めるもののほか、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の利用の許可若しくは承認をせず、又は既にした当該利用の許可若しくは承認を取り消す等の利用の制限に関する処分を行うことができるものとする。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設 定 年 月 日 | 令和3年12月28日 | 最 終 変 更 年 月 日 | 年 月 日 |